

事務連絡
令和8年1月9日

利用団体引率者様

千葉県立水郷小見川青少年自然の家
所長 小林 真一
(指定管理者: 小見川フィールズパートナーズ)

「林野火災注意報・警報」の運用開始に伴う対応について

厳寒の候 皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
平素より、本所の運営に際しましては種々ご支援ご協力を賜り御礼申し上げます。また、
本所をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、林野火災を未然に防ぐことを目的に「香取広域市町村圏事務組合火災予防条例」(以下、条例)が改正され、令和8年1月1日から「林野火災注意報・林野火災警報」(以下、林野火災注意報等)の運用が開始されました。

1月から5月の期間において、林野火災注意報等が発令されると、「火の使用」が制限されます。本所の活動では、「野外炊事」「キャンプファイヤー」「火おこしの達人」が該当し、実施することができなくなります。

そこで、各活動の中止基準に「林野火災注意報等」を加え、同報が発令された場合は中止とし、「雨メニュー」を実施していただくことになります。

趣旨ご理解の上、ご協力くださいますようお願ひいたします。

<参考>

1 林野火災注意報の発令基準

1月から5月の期間において、以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合。

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないこともある。

2 林野火災警報の発令基準

「林野火災注意報の発令基準」に加え、強風注意報が発表された場合。